

政令第 号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「又は」を「、装備移転船舶（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この号において同じ。）又は」に、「及び」を「、装備移転船舶及び」に改める。

附 則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

理 由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、自衛隊法に規定する装備移転船舶に設置される工作物の一部を電気工作物から除外する必要があるからである。